

鹿 児 島 県 公 報

平成27年3月24日（火）第3095号



発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例（※） (議事課取扱い) 2
- 鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例の一部を改正する条例（※） (財政課取扱い) 3
- 鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（※） (税務課取扱い) 3
- 鹿児島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（※） (生活・文化課取扱い) 3
- 鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例（※） (青少年男女共同参画課取扱い) 4
- 鹿児島県森林整備推進等基金条例の一部を改正する条例（※） (かごしま材振興課取扱い) 4
- 鹿児島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（※） (地域医療整備課取扱い) 4
- 鹿児島県民生委員定数条例（※） (社会福祉課取扱い) 5
- 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（※） (障害福祉課取扱い) 6
- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（※） (子ども福祉課取扱い) 7
- 鹿児島県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例（※） (産業立地課取扱い) 7
- 鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例（※） (産業立地課取扱い) 7
- 鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（※） (雇用労政課取扱い) 8
- 鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例（※） (危機管理防災課取扱い) 8
- 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 9
- 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 30

- 知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 31
- 鹿児島県行政手続条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 31
- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（※）（学事法制課取扱い） 33
- 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（※）（学事法制課取扱い） 34
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 34
- 鹿児島県学校法人助成条例の一部を改正する条例（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 41
- 看護職員等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（※）（保健医療福祉課取扱い） 42
- 鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（※）（介護福祉課取扱い） 48
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（※）（生活衛生課取扱い） 50
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（産業立地課取扱い） 61
- 大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（※）（経営技術課取扱い） 62
- 鹿児島県宅地建物取引業審議会条例の一部を改正する条例（※）（建築課取扱い） 63
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（※）（総務福利課取扱い） 63
- 鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（総務福利課取扱い） 65
- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 67
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 90
- 鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（高校教育課取扱い） 90
- 鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 91
- 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 91
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※）（生活安全企画課取扱い） 111

条 例

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第1号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成3年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、改正後の鹿児島県議会委員会条例第19条の規定は適用
せず、改正前の鹿児島県議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

.....

鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第2号

鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例（平成25年鹿児島県条例第20号）の一部を
次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この条例は、平成27年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限
り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算
に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第3号

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

鹿児島県産業廃棄物税条例（平成16年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。
附則第5項中「平成26年度」を「平成31年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 4 号

鹿児島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県消費者行政活性化基金条例（平成21年鹿児島県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成27年 3 月 31 日」を「平成30年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 5 号

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県安心こども基金条例（平成21年鹿児島県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成27年 3 月 31 日」を「平成32年 3 月 31 日」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県森林整備推進等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県森林整備推進等基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県森林整備推進等基金条例（平成21年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成27年 3 月 31 日」を「平成28年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年鹿児島県条例第 5 号）の一部を次のよう

に改正する。

第 6 条中「経費」の次に「及び国への返還に要する経費」を加える。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 この条例は、平成28年 3 月 31 日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県民生委員定数条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 8 号

鹿児島県民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第 4 条第 1 項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市 町 村	定 数
鹿屋市	224人
枕崎市	60人
阿久根市	63人
出水市	130人
指宿市	107人
西之表市	53人
垂水市	58人
薩摩川内市	285人
日置市	138人
曾於市	113人
霧島市	282人
いちき串木野市	92人
南さつま市	149人
志布志市	94人
奄美市	142人
南九州市	122人
伊佐市	99人
始良市	151人
三島村	5人

十島村	8人
さつま町	95人
長島町	38人
湧水町	43人
大崎町	45人
東串良町	19人
錦江町	25人
南大隅町	36人
肝付町	60人
中種子町	27人
南種子町	25人
屋久島町	41人
大和村	11人
宇検村	16人
瀬戸内町	61人
龍郷町	22人
喜界町	39人
徳之島町	35人
天城町	23人
伊仙町	30人
和泊町	25人
知名町	26人
与論町	13人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第9号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例
精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鹿児島県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条の3」を「第20条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第10号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第44条及び第112条第 2 項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

(鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第11号

鹿児島県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和57年鹿児島県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「平成19年^{文部科学省}経済産業省^{告示第 2 号}」を「平成23年^{文部科学省}経済産業省^{告示第 1 号}」に改める。

第 2 条中「第51条第 1 項第15号」を「第51条第 1 項第 8 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第12号

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（昭和57年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年^{文部科学省}告示第2号」を「平成23年^{文部科学省}告示第1号」に改める。
_{経済産業省}」

第2条中「第51条第1項第15号」を「第51条第1項第8号」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（処分）

第10条 基金は、事業地域への企業の導入及び事業地域内における産業の活性化のため知事が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第13号

鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「経費」の次に「及び国への返還に要する経費」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第14号

鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例

鹿児島県防災対策基本条例（平成19年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「暴風」の次に「，竜巻」を，「洪水」の次に「，崖崩れ，土石流」を，「噴火」の次に「，地滑り」を加え，同条第5号を次のように改める。

(5) 自主防災組織 法第2条の2第2号の自主防災組織をいう。

第7条第1項中「その他の者で避難に支援が必要となるもの」を「，乳幼児その他の特に配慮を要する者」に，「要援護者」を「要配慮者」に改める。

第12条（見出しを含む。） ， 第15条第2項， 第16条第2項及び第21条第7号中「要援護者」を「要配慮者」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第15号

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め，同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め，同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め，同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め，同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め，同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め，同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第10条の3中「同条」を「前条」に，「100分の15」を「100分の16」に改める。

第11条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に，「45,000円」を「70,000円」に改める。

第16条の3第1項中「定める職員」の次に「（以下この項及び次項において「管理監督職員」という。）」を加え，「休日等に」を「休日等（次項において「週休日等」という。）に」に，「当該職員」を「当該管理監督職員」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか，管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は，当該管理監督職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき，12,000円を超えない範囲内において知事が人事委員会と協議して定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮し

て知事が人事委員会と協議して定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において知事が人事委員会と協議して定める額

第16条の4第1項中「, 第11条の2」を削る。

附則第13項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		

45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			

	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
	94		292,500	340,300						
	95		292,900	340,800						
	96		293,300	341,200						
	97		293,500	341,300						
	98		293,800	341,800						
	99		294,200	342,200						
	100		294,600	342,500						
	101		294,800	342,800						
	102		295,100	343,200						
	103		295,500	343,600						
	104		295,800	344,000						
	105		296,000	344,500						
	106		296,300	344,900						
	107		296,700	345,300						
	108		297,000	345,700						
	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600	

45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
74	258,900	316,200	386,300		
75	260,300	317,300	386,900		
76	261,600	318,400	387,600		
77	262,700	319,500	388,300		
78	263,900	320,500	388,900		
79	265,200	321,500	389,500		
80	266,400	322,400	390,100		
81	267,800	323,500	390,700		
82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		
85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600			
91	279,900	329,100			
92	281,100	329,600			

	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
	97	285,700	331,800			
	98	286,600	332,300			
	99	287,400	332,800			
	100	288,300	333,300			
	101	289,200	333,800			
	102	289,900	334,300			
	103	290,600	334,800			
	104	291,300	335,300			
	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第3イの表及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	

44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000			
87		287,400	323,300	344,300			
88		287,600	323,700	344,600			
89		288,000	324,100	345,000			
90		288,200	324,500	345,300			
91		288,400	324,900	345,700			

	92		288,600	325,300	346,000			
	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	

45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	

	93	278, 200	312, 000	345, 500	363, 600	390, 300
	94	279, 200	312, 700	346, 100	364, 100	
	95	280, 100	313, 400	346, 800	364, 500	
	96	281, 100	314, 000	347, 400	364, 800	
	97	282, 000	314, 700	347, 800	365, 400	
	98	282, 800	315, 000	348, 200	365, 900	
	99	283, 500	315, 600	348, 700	366, 400	
	100	284, 400	316, 300	349, 100	366, 900	
	101	285, 200	316, 700	349, 600	367, 500	
	102	286, 000	317, 300	350, 000	368, 000	
	103	286, 800	317, 900	350, 500	368, 500	
	104	287, 600	318, 500	350, 900	368, 900	
	105	288, 300	318, 900	351, 200	369, 500	
	106	288, 800	319, 400	351, 700	370, 000	
	107	289, 300	319, 900	352, 100	370, 500	
	108	289, 800	320, 400	352, 400	371, 000	
	109	290, 000	320, 800	352, 900	371, 600	
	110	290, 300	321, 200	353, 400	372, 000	
	111	290, 500	321, 500	353, 900	372, 500	
	112	290, 900	321, 800	354, 400	373, 000	
	113	291, 200	322, 200	354, 900	373, 600	
	114	291, 400	322, 600	355, 400		
	115	291, 800	323, 000	355, 900		
	116	292, 100	323, 300	356, 300		
	117	292, 400	323, 500	356, 700		
	118	292, 700	323, 800	357, 100		
	119	293, 000	324, 200	357, 600		
	120	293, 400	324, 400	358, 100		
	121	293, 700	324, 600	358, 500		
	122	294, 100	324, 900	359, 000		
	123	294, 400	325, 200	359, 500		
	124	294, 800	325, 500	360, 000		
	125	295, 000	325, 700	360, 300		
	126	295, 200	326, 000			
	127	295, 500	326, 400			
	128	295, 900	326, 600			
	129	296, 100	326, 700			
	130	296, 400	327, 000			
	131	296, 800	327, 400			
	132	297, 200	327, 600			
	133	297, 400	327, 900			
	134	297, 700	328, 300			
	135	298, 100	328, 700			
	136	298, 400	329, 100			
	137	298, 600	329, 400			
	138	298, 900	329, 800			
	139	299, 300	330, 200			
	140	299, 600	330, 600			

141	299,800	330,900				
142	300,200	331,300				
143	300,600	331,600				
144	300,900	332,000				
145	301,000	332,300				
146	301,300	332,700				
147	301,600	333,100				
148	302,000	333,500				
149	302,200	333,800				
150	302,400	334,200				
151	302,700	334,600				
152	303,000	335,000				
153	303,400	335,300				
154	303,600					
155	303,800					
156	304,100					
157	304,400					
158	304,700					
159	305,000					
160	305,300					
161	305,700					
162	306,000					
163	306,300					
164	306,600					
165	307,000					
166	307,300					
167	307,600					
168	307,900					
169	308,300					
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,600	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900
	5	144,700	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300
	6	146,000	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400
	7	147,300	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600
	8	148,600	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600
	9	149,700	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500
	10	151,200	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600
	11	152,800	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700
	12	154,300	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800
	13	155,600	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700
	14	157,100	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400
	15	158,600	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200
	16	160,200	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900
	17	161,600	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800
	18	163,300	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800
	19	165,000	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800
	20	166,700	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900
	21	168,300	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600
	22	170,200	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600
	23	172,100	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500
	24	174,000	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500
	25	175,700	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
	26	177,500	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
	27	179,300	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
	28	181,100	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
	29	182,700	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
	30	184,800	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
	31	186,900	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
	32	189,000	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
	33	190,900	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
	34	192,800	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
	35	194,700	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
	36	196,600	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
	37	198,400	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
	38	200,000	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000
	39	201,600	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
	40	203,200	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
	41	204,600	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
42	206,200	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000	

43	207,800	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700
44	209,400	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400
45	210,900	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000
46	212,200	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300
47	213,400	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900
48	214,700	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500
49	216,100	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000
50	217,300	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700
51	218,500	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400
52	219,600	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100
53	220,900	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700
54	222,200	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400
55	223,500	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100
56	224,700	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700
57	225,800	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100
58	227,000	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800
59	228,200	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500
60	229,400	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200
61	230,600	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600
62	231,700	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900
63	232,700	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200
64	233,800	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500
65	234,500	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700
66	235,500	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000
67	236,400	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300
68	237,500	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600
69	238,600	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800
70	239,500			366,900	419,500	447,100
71	240,400			367,300	420,100	447,400
72	241,300			367,600	420,700	447,600
73	242,200			368,100	421,200	447,800
74	242,900			368,300	421,800	
75	243,600			368,800	422,300	
76	244,300			369,300	422,900	
77	244,700			369,800	423,400	
78	245,400			370,300	424,000	
79	246,100			370,800	424,700	
80	246,800			371,300	425,300	
81	247,400			371,800	425,600	
82	247,900			372,200	426,200	
83	248,300			372,700	426,900	
84	248,800			373,200	427,500	
85	249,100			373,600	427,900	
86				374,100	428,400	
87				374,500	429,100	
88				375,000	429,800	
89				375,500	430,000	
90				376,000		

	91				376,500		
	92				377,000		
	93				377,300		
	94				377,700		
	95				378,200		
	96				378,600		
	97				379,100		
	98				379,400		
	99				379,900		
	100				380,300		
	101				380,900		
再任用職員		212,700	217,800	247,800	277,300	318,000	346,800

備考 この表は、知事が指定する船舶に乗り組む船長，航海士，機関長，機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

（鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正）

第3条 鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に、「地域手当の合計額」を「地域手当の月額合計額」に、「給与条例附則第13項第1号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下」を「同号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下この号において」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

（鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「100分の99.13」を「100分の95.18」に改め、同項第2号中「100分の99.34」を「100分の95.39」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（任期付職員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める。

(1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の規定による給料月額 第4条の規定による改正後の任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料月額 第5条の規定による改正後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（施行日前の異動者の号給の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び知事が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（知事が人事委員会と協議して定める職員を除く。以下この項において「対象職員」という。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（鹿児島県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以

上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、施行日の前日において鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）附則第7項の規定の適用を受ける対象職員については、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、同項の規定による給料の額とこの項本文の規定による給料の額とのいずれか高い額を給料として支給する。

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第15号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第15号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
 - (1) 給与条例第13条の3第2項
 - (2) 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第3条第4項（鹿児島県職員勤勉手当支給条例第4条第3項において準用する場合及び鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
 - (3) 任期付職員条例第4条第4項
 - (4) 任期付研究員条例第5条第5項
（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）
- 9 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
--------------	---------	------------------------------------

第10条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第10条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第10条の2第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第10条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第10条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第10条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第10条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合
第11条の2第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で知事が人事委員会と協議して定める額

(平成30年3月31日までの間における給料の切替えに伴う経過措置に関する特例)

- 10 施行日から平成30年3月31日までの間における第6条の規定による改正後の鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95.18」とあるのは「100分の99.13」と、同項第2号中「100分の95.39」とあるのは「100分の99.34」とする。

(委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正)

- 12 病院事業の管理者の給与等に関する条例（平成18年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

.....

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第16号

鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

- 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の3第9項第4号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第2号中「（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「第13項」の次に「若しくは前項」を加える。

附則第23項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に改める。

附則第27項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条」に、「附則第25条」を「附則第11条」に、「旧日本国有鉄道」を「旧国有鉄道」に改める。

附則第29項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第5項第2号及び第8条の3並びに附則第23項及び第27項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

.....

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第17号

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給料の特例に関する条例（平成24年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第18号

鹿児島県行政手続条例の一部を改正する条例

鹿児島県行政手続条例（平成7年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第35条」に、「第5章 届出（第35条）」を「第5章 処分等の求め（第36条）」に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「第32条」を「第32条及び第33条第2項」に、「同項第4号」を「前項第4号」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第5号中「第2条に」を「第3条第1項に」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条を第37条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、

その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

.....

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第19号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（鹿児島県情報公開条例の一部改正）

第1条 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(鹿児島県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号中「検索しうる」を「検索し得る」に改め、同条第3項第3号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第20号

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年鹿児島県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により鹿児島県個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関に対して意見を述べること。

第3条第1項中「対応するため」を「対応し又は前条第1項第5号に掲げる事務を行うため」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第21号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1環境林務部の表3の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同項の(1)中「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項の(2)中「第12条第1項」を「第30条第1項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同表5の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、

同項の(4)及び(5)中「狩猟者の登録」を「狩猟者登録」に改め、同項を同表6の項とし、同表中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	30,900円
	(2) 法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	24,800円

別表第1保健福祉部の表1の項を次のように改める。

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する事務	(1) 法第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	150,000円
	(2) 法第48条第6項第4号の規定に基づく食品衛生管理者の講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	90,000円
	(3) 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業等許可申請手数料	ア 飲食店営業 17,000円（臨時営業にあつては、3,000円） イ 喫茶店営業 10,200円（臨時営業にあつては、3,000円） ウ 菓子製造業 15,000円（臨時営業にあつては、3,000円） エ あん類製造業 15,000円 オ アイスクリーム類製造業 15,000円 カ 乳処理業 23,000円

務	キ	特別牛乳搾取処理業	23,000円
	ク	乳製品製造業	23,000円
	ケ	集乳業	10,200円
	コ	乳類販売業	10,200円（臨時営業にあつては、2,500円）
	サ	食肉処理業	23,000円
	シ	食肉販売業	10,200円（臨時営業にあつては、2,500円）
	ス	食肉製品製造業	23,000円
	セ	魚介類販売業	10,200円（臨時営業にあつては、2,500円）
	ソ	魚介類せり売営業	23,000円
	タ	魚肉ねり製品製造業	17,000円
	チ	食品の冷凍又は冷蔵業	23,000円
	ツ	食品の放射線照射業	23,000円
	テ	清涼飲料水製造業	23,000円
	ト	乳酸菌飲料製造業	15,000円
	ナ	氷雪製造業	23,000円
	ニ	氷雪販売業	15,000円
	ヌ	食用油脂製造業	23,000円
	ネ	マーガリン又はショートニング製造業	23,000円
	ノ	みそ製造業	17,000円
	ハ	しょう油製造業	17,000円
	ヒ	ソース類製造業	17,000円
	フ	酒類製造業	17,000円
	ヘ	豆腐製造業	15,000円
	ホ	納豆製造業	15,000円
マ	めん類製造業	15,000円	
ミ	そうざい製造業	23,000円	
ム	缶詰又は瓶詰食品製造業	23,000円	
メ	添加物製造業	23,000円	

別表第1保健福祉部の表17の項を次のように改める。

17	削除		
----	----	--	--

別表第1保健福祉部の表20の項の(1)中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同表25の項中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第12条第5項 第3号の規定に基 づく食鳥処理衛生 管理者の養成施設 の登録の申請に対 する審査	食鳥処理 衛生管理 者養成施 設登録申 請手数料	150,000円
(4) 法第12条第5項 第4号の規定に基 づく食鳥処理衛生 管理者の講習会の 登録の申請に対す る審査	食鳥処理 衛生管理 者講習会 登録申請 手数料	90,000円

別表第1 保健福祉部の表31の項の次に次のように加える。

32 歯科技 工士国家 試験に係 る合格証 明書の交 付に關す る事務	歯科技工士国家試験 合格証明書の交付	歯科技工 士国家試 験合格証 明書交付 手数料	3,000円
---	-----------------------	-------------------------------------	--------

別表第1 商工労働水産部の表13の項の(1)のイの(ア)のcの(n)中「21,300円」を「21,400円」に改め、同項の(1)のイの(ア)のcの(o)中「37,800円」を「37,900円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)のc中「290円」を「300円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のa中「590円」を「600円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のd中「960円」を「970円」に改め、同項の(2)中「162,600円」を「162,800円」に改め、同項の(3)のアの(ウ)のj中「21,600円」を「21,700円」に改め、同項の(3)のアの(ウ)の1中「51,200円」を「51,300円」に改め、同項の(5)中「426,300円」を「426,900円」に改め、同項の(7)中「53,800円」を「53,900円」に改める。

別表第1 農政部の表12の項を次のように改める。

12 飼料等 の分析に 關する事 務	飼料，農産製造品， 農場残さ及び畜産副 産物の定量分析	飼料等定 量分析手 数料	ア 複雑な前処理及び分析操作を要する もの 1件1成分につき3,210円 イ 近赤外線分析計によるもの（飼料の み） 1試料につき1,290円 ウ その他のもの 1件1成分につき 1,080円
-----------------------------	-----------------------------------	--------------------	---

別表第1 土木部の表2の項の(1)のロを次のように改める。

- コ 法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定に基づく審査をする建築物
- (㉑) 床面積が1,000平方メートル以内のもの 89,000円
 - (㉒) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 113,000円
 - (㉓) 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 119,000円
 - (㉔) 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 160,000円
 - (㉕) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 297,000円

別表第1土木部の表2の項の(1)の2を削り、同項の(2)中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項の(2)の2中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項の(3)中「第7条の6第1項第1号」を「第7条の6第1項第1号及び第2号」に、「第88条第1項若しくは第2項」を「第88条第2項」に、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号及び第2号」に、「承認」を「認定」に改め、同項の(3)の2中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同項の(3)中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表3の項の(1)の2中「よる」を「基づく」に改め、同項の(3)及び(4)中「並びに第23条の2」を削り、同項の(5)中「より」を「基づく」に改め、同項の(5)の2中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証の」を「法第5条第3項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の」に改め、同表5の項中「いう。）」の次に「及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項の(2)中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項の(3)中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項の(4)中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改め、同項の(5)及び(6)中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項に次のように加える。

(7) 省令第14条の15 第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査	宅地建物 取引士証 再交付申 請手数料	4,500円
--	------------------------------	--------

別表第1土木部の表9の2の項の(1)中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項の(2)中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同表14の3の項の(1)のイ中「に1.08を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同項の(1)のイ中「この項の(1)のイ」を「この項の(1)のウ」に改め、同項の(1)のイを同項の(1)のウとし、同項の(1)のアの次に次のように加える。

- イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく住宅性能評価書を添付する場合（アに規定する場合を除く。）次に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす一の建築物の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該建築物における認定申請合計戸数で除して得た

金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額。以下この項の(1)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

- (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 19,000円
- (イ) 住宅の戸数が1戸を超え5戸以下のもの 69,000円
- (ロ) 住宅の戸数が5戸を超え10戸以下のもの 114,000円
- (ハ) 住宅の戸数が10戸を超え25戸以下のもの 221,000円
- (ニ) 住宅の戸数が25戸を超え50戸以下のもの 390,000円
- (ホ) 住宅の戸数が50戸を超え100戸以下のもの 630,000円
- (ヘ) 住宅の戸数が100戸を超え200戸以下のもの 1,169,000円
- (ヘ) 住宅の戸数が200戸を超え300戸以下のもの 1,631,000円
- (コ) 住宅の戸数が300戸を超えるもの 2,016,000円

別表第1 土木部の表14の3の項の(2)中「同一」を「この項の(1)のウの場合にあってはこの項の(1)のウの(ア)から(カ)までに掲げる金額と同一」に改め、同表14の4の項の(1)及び(2)の(ア)中「に1.08を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削る。

別表第1 教育庁の表1の項の(5)、(9)及び(10)中「3,300円」を「3,400円」に改める。

別表第1 警察本部の表7の項の(4)の(ア)の(イ)中「4,600円」を「4,400円」に、「7,700円」を「7,400円」に改め、同項の(4)の(イ)の(イ)中「1,800円」を「1,750円」に改め、同項の(4)の(イ)の(イ)中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の(4)の(イ)の(イ)中「3,050円」を「3,100円」に改め、同項の(4)の(ウ)の(イ)中「3,050円」を「2,950円」に、「4,600円」を「4,500円」に改め、同項の(4)の(エ)の(イ)中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の(4)の(オ)の(イ)中「4,600円」を「4,550円」に改め、同項の(4)の(カ)の(イ)中「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同項の(4)の2の(ア)中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に改め、同項の(4)の2の(イ)中「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同項の(5)中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同項の(7)の(ア)中「3,600円」を「3,500円」に改め、同項の(8)中「1,200円」を「1,100円」に改め、同項の(9)の(ア)中「23,500円」を「23,450円」に改め、同項の(9)の(エ)中「21,850円」を「21,700円」に改め、同項の(10)中「1,200円」を「1,100円」に改め、同項の(11)の(ア)中「15,000円」を「14,950円」に改め、同項の(11)の(ウ)中「9,450円」を「9,400円」に改め、同項の(11)の(エ)中「12,850円」を「12,750円」に改め、同項の(12)の(ア)中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項の(12)の(イ)中「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に改め、同項の(12)の(ウ)中「1,000円」を「1,050円」に改め、同項の(15)の(ア)中「700円」を「750円」に改め、同項の(15)の(イ)中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項の(15)の(ウ)中「2,200円」を「2,100円」に改め、同項の(15)の(エ)

の(ア)中「4,700円」を「4,650円」に改め、同項の(イ)のオの(ア)中「4,150円」を「4,100円」に改め、同項の(イ)のオの(イ)中「4,050円」を「4,000円」に改め、同項の(イ)のキ中「3,150円」を「3,100円」に改め、同項の(イ)のク中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項の(イ)のコの(ア)中「2,100円」を「2,050円」に改め、同項の(イ)のコの(イ)中「2,750円」を「2,700円」に改め、同項の(イ)のコの(ウ)中「2,600円」を「2,550円」に改め、同項の(イ)のコの(エ)中「2,450円」を「2,400円」に改め、同項の(イ)のサの(ア)中「600円」を「500円」に改め、同項の(イ)のサの(イ)中「950円」を「800円」に改め、同項の(イ)のサの(ウ)中「1,500円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に改め、同項の(イ)のシの(ア)中「5,800円」を「5,600円」に改め、同項の(イ)のシの(イ)中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項の(イ)のスの(ア)中「5,350円」を「5,200円」に改め、同項の(イ)のスの(イ)中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項の(イ)のセ中「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同項の(イ)のセの次に次のように加える。

ソ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき1,900円

別表第1警察本部の表7の項の(イ)中「850円」を「900円」に改め、同表の備考6の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を「7,400円」に改め、同表3の項及び4の項中

「 2,100円 1,850円 2,100円 」	を	「 2,450円 1,950円 1,950円 」	に改め、同表5の項中
「 2,250円 2,000円 2,250円 」	を	「 2,000円 1,950円 2,500円 」	に改め、同表6の項中「1,850円」を

「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表注1中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表注2中「中型自動車免許又は特定第一種運転免許」を「又は中型自動車免許」に、「350円」を「550円」に、「に係る技能検定員審査については200円」を「又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円」に改め、別表第1警察本部の表の備考7の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表3の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に

「 1,350円 」		「 1,400円 」
------------------	--	------------------

改め、同表 6 の項中

1,150円
1,150円

を

1,300円
1,200円

に改め、同表 7 の

項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表注 1 中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表注 2 中「, 中型自動車免許又は普通自動車免許」を「又は中型自動車免許」に、「100円を, 」を「250円を, 普通自動車免許又は」に、「50円」を「100円」に改める。

別表第 2 の 5 の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 農政部の表12の項及び別表第 1 土木部の表 9 の 2 の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第 1 環境林務部の表 5 の項の改正規定 平成27年 5 月 29 日
- (3) 別表第 1 土木部の表 2 の項, 14の 3 の項の(1)のア及び14の 4 の項の改正規定並びに別表第 1 警察本部の表 7 の項の(5)のセの次に次のように加える改正規定並びに附則第 3 項の規定 平成27年 6 月 1 日
- (4) 別表第 1 土木部の表 3 の項の改正規定 平成27年 6 月 25 日

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第 1 項第 3 号に掲げる改正規定による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、同号に掲げる改正規定の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県学校法人助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第22号

鹿児島県学校法人助成条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校法人助成条例（昭和52年鹿児島県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「規定する学校」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

附則第 2 項中「者」の次に「, 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）」を加える。

どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人を除く。）及び同法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者」を加える。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

.....

看護職員等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第23号

看護職員等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

看護職員等修学資金貸与条例（昭和37年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

看護職員修学資金等貸与条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 看護職員修学資金の貸与（第2条—第13条）
- 第3章 看護職員特別修学資金の貸与（第14条—第22条）
- 第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

第1条中「看護職員等」を「看護職員」に，「区域内（以下「県の区域内」という。）」を「区域（以下「県の区域」という。）内」に改め，同条の次に次の章名を付する。

第2章 看護職員修学資金の貸与

第2条の見出しを「（看護職員修学資金）」に改め，同条中「「看護職員等」を「「助産師等」に，「第7条第2項第1号」を「同条第2項第1号」に，「看護職員」を「保健師等」に，「看護職員等修学資金（以下「修学資金」という。）」を「看護職員修学資金」に，「契約」を「契約（以下「看護職員修学資金貸与契約」という。）」に改め，同条第1号中「第20条」を「第20条第1号又は第2号」に改め，同条第2号中「第21条」を「第21条第1号から第3号まで」に改め，同条第3号中「第22条」を「第22条第1号又は第2号」に改める。

第3条第1項中「修学資金は，貸与する旨の契約」を「看護職員修学資金は，看護職員修学資金貸与契約」に，「修了」を「，修了」に改め，同項の表中「及び第2号」を削り，

	国又は地方公共団体以外の者 の設置する学校又は養成所	月額 36,000円	を
--	-------------------------------	------------	---

「		国又は地方公共団体以外の者の設置する学校又は養成所	月額 50,000円	に
	前条第2号に掲げる者	国又は地方公共団体の設置する学校又は養成所	月額 32,000円	
		国又は地方公共団体以外の者の設置する学校又は養成所	月額 36,000円	

改め、同条第2項中「修学資金」を「看護職員修学資金」に改める。

第4条の見出し中「修学資金」を「看護職員修学資金」に改め、同条中「第2条の規定により修学資金を貸与する旨の契約」を「看護職員修学資金貸与契約」に、「契約に」を「看護職員修学資金貸与契約に」に、「修学資金の」を「看護職員修学資金の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第5条第1項中「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「保証人」を「看護職員修学資金貸与契約を結ぶに際し、規則で定めるところにより、保証人」に改め、同条第2項中「修学資金」を「看護職員修学資金」に改める。

第6条の見出し中「貸与契約」を「看護職員修学資金貸与契約」に改め、同条第1項中「第2条の規定による契約」を「看護職員修学資金貸与契約」に、「修学生」を「看護職員修学生」に、「その契約」を「当該看護職員修学資金貸与契約」に改め、同項第4号及び第6号中「修学資金」を「看護職員修学資金」に改め、同条第2項中「修学生」を「看護職員修学生」に、「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「その」を「当該」に改め、同条第3項中「修学生が正当の理由がなくて」を「看護職員修学生が正当な理由がなく」に、「学業成績表」を「学業成績証明書」に、「修学資金」を「看護職員修学資金」に改める。

第7条第1項中「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「看護師養成所等貸与者」を「養成所等貸与者」に改め、同項第1号中「看護職員等」を「助産師等」に、「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同号オ中「母子健康センター」の次に「（以下「母子健康センター」という。）」を加え、同条第2項中「修学資金」を「看護職員修学資金」に改め、同項第1号中「看護職員として」を「保健師等として」に、「看護職員の」を「保健師等の」に、「看護職員等」を「助産師等」に改める。

第8条第1項中「看護師養成所等貸与者に係る修学資金」を「養成所等貸与者に係る看護職員修学資金」に改め、同項第1号中「，修学資金を貸与する旨の契約」を「看護職員修学資金貸与契約」に改め、同項第2号中「看護師養成所等貸与者が卒業した後，」を「養成所等貸与者が，卒業後」に、「看護職員等」を「助産師等」に改め、同項第3号中「看護師養成所等貸与者」を「養成所等貸与者」に、「看護職員等」を「助産師等」に改め、同項第4号中「看護師養成所等貸与者」を「養成所等貸与者」に改め、同条第2項中「修学資金は」を「看護職員修学資金は」に改め、同項第1号中「，修学資金を貸与する旨の契約」を「看護職員修学資金貸与契約」に改め、同項第2号及び第3号中「看護職員」を「保健師等」に改める。

第9条第1項中「看護師養成所等貸与者」を「養成所等貸与者」に、「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「看護職員等」を「助産師等」に改め、同条第2項中「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「看護職員等」を「助産師等」に、「2年と」を「, 2年と」に、「1と」を「, 1と」に改める。

第10条中「看護師養成所等貸与者」を「養成所等貸与者」に、「看護職員等」を「助産師等」に、「第9条」を「前条」に改める。

第11条中「看護師養成所等貸与者」を「養成所等貸与者」に、「看護職員等」を「助産師等」に、「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「看護職員として」を「保健師等として」に改める。

第12条中「修学資金」を「看護職員修学資金」に、「の理由がなくて」を「な理由がなく」に改める。

第13条の見出しを「(学業成績証明書の提出)」に改め、同条中「修学生」を「看護職員修学生」に、「学業成績表」を「学業成績証明書」に改める。

第14条を第23条とし、第13条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 看護職員特別修学資金の貸与

(看護職員特別修学資金)

第14条 知事は、次の各号に掲げる者の申請により、その者に無利息で看護職員特別修学資金を貸与する旨の契約（以下「看護職員特別修学資金貸与契約」という。）を結ぶことができる。

- (1) 法第20条第1号又は第2号の規定により指定を受けた助産師学校又は助産師養成所の学生又は生徒であつて将来県の区域（鹿児島市の区域を除く。以下「特別区域」という。）内の第17条第1項第1号の助産師対象施設において助産師として業務に従事しようとするもの
- (2) 法第21条第3号の規定により指定を受けた看護師養成所の学生であつて将来特別区域内の対象施設等において看護師として業務に従事しようとするもの

(貸与方法)

第15条 看護職員特別修学資金は、次の表の左欄に掲げる者に対し、その者が在籍する同欄に掲げる学校若しくは養成所又は大学院の修士課程の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる期間、同表の右欄に定める金額を貸与するものとする。

区	分	期	間	金 額
前条第1号 に掲げる者	学校	看護職員特別修学資金貸与契約に 定められた月から起算して1年間		月額 60,000円
	養成所	〃		月額 50,000円
	大学院の修士課程	〃		月額 83,000円
前条第2号 に掲げる者	国又は地方公共団体 の設置する養成所	看護職員特別修学資金貸与契約に 定められた月から卒業の日の属す		月額 32,000円

	る月までの間	
国又は地方公共団体 以外の者の設置する 養成所	〃	月額 36,000円

2 看護職員特別修学資金は、3月分をその期間に係る最初の月に貸与するものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りでない。

(看護職員特別修学資金貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

第16条 知事は、看護職員特別修学資金貸与契約の相手方（以下「特別修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該看護職員特別修学資金貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 看護職員特別修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他看護職員特別修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、次の表の左欄に掲げる者が、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当するに至つたときは、同表の右欄に掲げる期間の分の看護職員特別修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、同欄に掲げる期間の月の分として既に貸与された看護職員特別修学資金があるときは、当該看護職員特別修学資金は、当該特別修学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

特別修学生（第14条 第1号に掲げる者に 限る。）	休学し、又は停学の処分を受けた場合	休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで
特別修学生（第14条 第2号に掲げる者に 限る。）	休学し、若しくは停学の処分を受けた場合又は進級できなかったこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があつた場合	休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月まで

3 知事は、特別修学生（第14条第2号に掲げる者に限る。）が正当な理由がなく第21条に規定する学業成績証明書の提出を行わない場合には、看護職員特別修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第17条 第14条第1号に掲げる者であつて看護職員特別修学資金の貸与を受けたもの（以下「助産師貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員

特別修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 卒業後直ちに又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に特別区域内の次に掲げる施設（以下「助産師対象施設」という。）において助産師（見習職員を含む。以下この条及び次条において同じ。）として業務に従事することとなり、かつ、引き続き3年間（病気、負傷等やむを得ない理由により助産師の業務に従事できなかつた期間がある場合は、その期間を除き3年間）助産師として在職したとき。ただし、卒業又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に助産師の免許を取得した場合に限る。

ア 病院

イ 診療所

ウ 母子健康センター

(2) 前号に規定する在職期間（見習職員として従事した期間を含む。）中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたとき。

2 第14条第2号に掲げる者であつて看護職員特別修学資金の貸与を受けたもの（以下「看護師貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、看護職員特別修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 卒業後、直ちに特別区域内の対象施設等において看護師（見習職員を含む。以下この条及び次条において同じ。）として業務に従事することとなり、かつ、引き続き3年間（病気、負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかつた期間がある場合は、その期間を除き3年間）看護師として在職したとき（第7条第1項第1号キに掲げる事業所において看護師として業務に従事する場合にあつては、当該事業所において看護師として業務に従事する以前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上（病気、負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかつた期間がある場合は、その期間を除き3年以上）看護師として業務に従事した経験を有するときに限る。）。ただし、卒業の日から起算して1年以内に看護師の免許を取得した場合に限る。

(2) 前号に規定する在職期間（見習職員として従事した期間を含む。）中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため解雇されたとき。

3 第1項第1号及び前項第1号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、知事が規則で定める。

（返還）

第18条 助産師貸与者に係る看護職員特別修学資金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(1) 第16条第1項の規定により看護職員特別修学資金貸与契約が解除されたとき。

(2) 助産師貸与者が、卒業後直ちに又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に特別区域内の助産師対象施設において助産師としての業務に従事しなかつたとき。

(3) 助産師貸与者が、特別区域内の助産師対象施設において助産師として業務に従事した後

死亡し、又はその業務に従事しなくなつたとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

(4) 助産師貸与者が、卒業又は修士課程の修了の日から起算して1年以内に助産師の免許を取得しなかつたとき。

2 看護師貸与者に係る看護職員特別修学資金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(1) 第16条第1項の規定により看護職員特別修学資金貸与契約が解除されたとき。

(2) 看護師貸与者が、卒業後直ちに特別区域内の対象施設等において看護師としての業務に従事しなかつたとき。

(3) 看護師貸与者が、特別区域内の対象施設等において看護師として業務に従事した後死亡し、又はその業務に従事しなくなつたとき（前条第2項第2号に該当するときを除く。）。

(4) 看護師貸与者が、卒業の日から起算して1年以内に看護師の免許を取得しなかつたとき。

3 第8条第3項の規定は、前2項の看護職員特別修学資金の返還の期限について準用する。
（返還の債務の裁量免除）

第19条 知事は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当するに至つたときは、看護職員特別修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

助産師貸与者	助産師の免許を取得した後、特別区域内の助産師対象施設において助産師として在職した期間が通算して看護職員特別修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上となつた場合
看護師貸与者	看護師の免許を取得した後、特別区域内の対象施設等において看護師として在職した期間が通算して看護職員特別修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上となつた場合
助産師貸与者及び看護師貸与者	死亡し、又は心身に著しい障害を生じたことにより看護職員特別修学資金を返還することができなくなつた場合

2 前項の規定により免除することができる助産師貸与者に係る看護職員特別修学資金の返還の債務の額は、特別区域内の助産師対象施設において助産師として在職した期間を3年で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を看護職員特別修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により免除することができる看護師貸与者に係る看護職員特別修学資金の返還の債務の額は、特別区域内の対象施設等において看護師として在職した期間を看護職員特別修学資金の貸与を受けた期間（第16条第2項の規定により看護職員特別修学資金が貸与されなかつた期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を看護職員特別修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

4 前3項に規定する在職期間の計算については、第17条第3項の規定を準用する。

（返還の猶予）

第20条 知事は、次の表の左欄に掲げる者が、その職の免許を取得した後直ちに特別区域内の同表の中欄に掲げる施設等において、同表の右欄に掲げる職として在職している場合又は災害、病気その他やむを得ない理由により看護職員特別修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、その在職している期間又はその理由が継続する期間は看護職員特別修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

助産師貸与者	助産師対象施設	助産師
看護師貸与者	対象施設等	看護師

（学業成績証明書の提出）

第21条 特別修学生（第14条第2号に掲げる者に限る。）は、毎年学業成績証明書を知事に提出しなければならない。

（準用）

第22条 第4条、第5条、第10条及び第12条の規定は、看護職員特別修学資金の貸与について準用する。

第4章 雑則

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定（「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める部分に限る。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号の政令で定める日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の看護職員等修学資金貸与条例第2条の規定により締結された貸与契約に係る看護職員等修学資金は、改正後の看護職員修学資金等貸与条例第2条の規定により締結された看護職員修学資金貸与契約に係る看護職員修学資金とみなす。
- 鹿児島県県立病院看護師等修学資金貸与条例（平成23年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「看護職員等修学資金貸与条例」を「看護職員修学資金等貸与条例」に改める。

.....

鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第24号

鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

- (1) 鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第24号）第5条第3項
- (2) 鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第25号）第5条第3項
- (3) 鹿児島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第26号）第4条第3項
- (4) 鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第29号）第6条第3項
- (5) 鹿児島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第30号）第5条第3項
- (6) 鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第31号）第5条第3項
- (7) 鹿児島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第35号）第4条第3項
- (8) 鹿児島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第36号）第5条第3項
- (9) 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第37号）第4条第3項
- (10) 鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第38号）第5条第3項
- (11) 鹿児島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第39号）第4条第3項
- (12) 鹿児島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第40号）第4条第3項
- (13) 鹿児島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第41号）第4条第3項
- (14) 鹿児島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第42号）第4条第3項
（鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条の2第2項」を「第104条の3第2項」に改める。

第5条第3項中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

（鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービ

ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）
第3条 鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第37条第2項（省令第45条において準用する場合を含む。）」及び「第106条第2項（省令第115条において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）」を「第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）及び第244条第2項」に改め、「省令第244条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第3号に掲げる記録にあつては，5年間）」と」を削る。

第5条第3項中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，第1条の規定，第2条中鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第3項の改正規定及び第3条中鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第5条第3項の改正規定は，公布の日から施行する。
- 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護若しくは旧基準該当介護予防訪問介護又は同令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護若しくは旧基準該当介護予防通所介護については，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の厚生労働省令で定める日までの間は，第3条の規定による改正前の鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定（同条例第6条の規定を除く。）は，なおその効力を有する。

.....
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第25号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定，評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合にあつては別表第1のとおりとし，危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合にあつては別表第1

の2」に改め、同条第2項中「別表第1」の次に「及び別表第1の2」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準

1 施設における衛生管理

(1) 一般事項

ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に行うこと。

イ 施設、設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定めるとともに、必要に応じ、手順書を作成すること。

ウ イの手順書の作成に当たっては、清掃、洗浄及び消毒の手順について、清掃、洗浄及び消毒を行う場所及び機械器具並びに清掃、洗浄及び消毒の方法、頻度並びに作業の責任者及び確認方法等必要な事項を記載するとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。

エ イに定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。

オ 施設、設備、人的能力等に応じた食品の衛生的な取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

イ 食品の製造、加工、調理、貯蔵、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品等を置かないこと。

ウ 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

エ 作業場の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

オ 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、じんあい、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。

カ 廃棄物の流出を防ぐとともに、排水を良くするため、排水溝の清掃及び補修を行うこと。

キ 便所は、常に清潔に保ち、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ク 作業場内では動物を飼育しないこと。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。

イ 機械器具及びこれを分解した場合の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品

への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

ウ 機械器具は、常に点検し、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。

エ 機械器具及びこれを分解した場合の部品の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。

オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。

カ 布巾、包丁、まな板、保護防具等は、洗浄し、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。特に、食品に直接触れる包丁、まな板、保護防具等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

キ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、容器に内容物の名称を表示すること等により、食品への混入を防止すること。

ク 施設、設備等の清掃用の機械器具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

ケ 手洗い設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

サ 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

(4) 使用水等の管理

ア 施設で使用する水は、水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。以下同じ。）又は水質検査により飲用に適すると認められた水であること。ただし、次に掲げる場合において、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。

(ア) 暖房用、防火用その他の食品製造に直接関係がない用途で水を使用するとき。

(イ) 冷却その他の食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水等を使用するとき。

イ 水道水以外の水を使用する場合は、毎年1回以上（食品の冷凍又は冷蔵業、食用油脂製造業又はマーガリン又はショートニング製造業（専らショートニング製造を行うものを除く。）にあつては、4月に1回以上）水質検査を行い、その結果の記録を1年間（取り扱う食品の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上である場合は、当該期間）保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場

合は、その都度水質検査を行うこと。

ウ 水質検査により飲用に適しないと認められたときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

オ 殺菌装置又は浄水装置を使用する場合は、正常に作動しているかを定期的に確認し、その結果を記録すること。

カ 氷は、水道水又は水質検査により飲用に適すると認められた水から作り、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

キ 使用した水を再利用する場合にあっては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

(5) ねずみ族及び昆虫対策

ア 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ族及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。

イ 毎年2回以上、ねずみ族及び昆虫の駆除作業を実施し、その結果の記録を1年間保存すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ並びにねずみ族及び昆虫の生息調査結果を踏まえた対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法であれば、当該施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することとしても差し支えない。なお、ねずみ族又は昆虫の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除作業を実施すること。

ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

エ ねずみ族及び昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床及び壁から離して保管すること。なお、一旦開封したものについても蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

(6) 廃棄物及び排水の取扱い

ア 廃棄物の保管及び廃棄の方法について、手順書を作成すること。

イ 廃棄物用の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔に保つこと。

ウ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品の取扱い又は保管の区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。

エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。

オ 廃棄物及び排水の処理は適切に行うこと。

(7) 食品衛生責任者の設置

ア 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業

者を除く。以下この(7)において同じ。)は、施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う業務に従事する者(以下「食品取扱者」という。)及び関係者のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定めておくこと。

イ 食品衛生責任者は、定期的に講習会等を受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。

ウ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理を行うこと。

エ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。

オ 営業者は、エの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(8) 衛生管理を行う班の編成

営業者は、法第48条第1項の規定により置かれた食品衛生管理者(以下「食品衛生管理者」という。)、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成し、衛生管理を行うこと。

(9) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質(水分活性、pH等)、殺菌及び静菌の処理(加熱、凍結、加塩、くん煙等)、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。この場合においては、製品説明書には、想定する使用方法、消費者層等を記載すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

ウ 製造工程一覧図について、実際の製造工程並びに施設及び設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合は、製造工程一覧図の修正を行うこと。

(10) 食品等の取扱い

次に掲げる方法により食品の製造工程における全ての潜在的な食品衛生上の危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害の原因となる物質を特定し、そのリスト(以下この(10)において「危害要因リスト」という。)を作成すること。この場合においては、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(9)のアの製品の特性等を考慮すること。

イ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、当該危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害の原因となる物質を管理し、及び当該危害の発生を防止するための措置(以下この(10)において「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。

ウ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、特に重点的に管理すべき工程に係る管理措置の実施状況の連続

的又は相当の頻度の確認（以下この(10)において「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下この(10)において「重要管理点」という。）を定めること。この場合においては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点を定める必要がないと判断した場合には、その理由を記載した文書を作成すること。

エ 重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、食品衛生上の危害の原因となる物質を十分に管理できない場合又は当該危害の発生を十分に防止できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

オ 個々の重要管理点について、食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下この(10)において「管理基準」という。）を設定すること。なお、管理基準は、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素その他の測定できる指標又は外観、食感その他の官能的指標であること。

カ 管理基準の遵守状況を確認し、及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施するとともに、その結果を記録すること。なお、その全ての記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者が署名をすること。

キ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下この(10)において「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。この場合においては、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

ク 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(11) 管理運営要領の作成

ア 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。

イ 定期的に拭き取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アの管理運営要領の効果を検証するとともに、必要に応じ、その内容を見直すこと。

(12) 記録の作成及び保存

ア (10)のア及びイに規定する危害分析、(10)のウの重要管理点の設定並びに(10)のオの管理基準の設定について記録を作成し、保存すること。

イ (10)のカのモニタリング、(10)のキの改善措置及び(10)のクの検証について記録を作成し、保存すること。

ウ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

エ 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）等に応じて合理的な期間を設定すること。

オ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

(13) 回収及び廃棄

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所への報告等の手順を定めること。

イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。

ウ 回収された製品は、通常の製品と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

エ 販売食品等の回収を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する公表について考慮すること。

(14) 検食の実施

飲食店営業のうち、多人数に供食する弁当屋、仕出し屋、給食施設、旅館等にあつては、知事が定めるところにより、検食を保存すること。

(15) 情報の提供

ア 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師により、当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下同じ。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所へ速やかに報告すること。

ウ 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所へ速やかに報告すること。

2 施設における食品取扱者等の衛生管理

(1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

(2) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたときは、食品取扱者に検便を受けさせること。

(3) 次に掲げる症状を呈している食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。なお、皮膚に外傷（カに該当しないものに限る。）がある者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

ア 黄疸

イ 下痢

ウ 腹痛

エ 発熱

オ 発熱を伴う喉の痛み

カ 皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの（やけど、切り傷等）

キ 耳、目又は鼻からの分泌（病的なものに限る。）

ク 吐き気又はおう吐

(4) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(5) 食品取扱者は、衛生的な作業着（必要に応じ、帽子又はマスクを含む。以下同じ。）を着用し、及び作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域（便所を含む。）にはそのまま立ち入らないこと。

(6) 食品取扱者は、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を作業場内に持ち込まないこと。

(7) 食品取扱者は、常に手の爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。なお、作業前、用便直後及び生鮮の原材料又は汚染された材料等を取り扱った後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行うこと。

(8) 食品取扱者は、手袋を使用する場合は、原料等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄及び消毒を行うことが困難であるものを原則として使用しないこと。なお、使い捨て手袋を使用する場合は、生鮮の原材料又は汚染された材料等を取り扱った後は、必ずその交換を行うこと。

(9) 食品取扱者は、食品の取扱作業中に次に掲げる行動は慎むとともに、所定の場所以外の場所では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

ア 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。

イ たん又は唾を吐くこと。

ウ 防護されていない食品上でくしゃみ又は咳をすること。

(10) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、(1)から(9)までに示した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

3 施設における食品取扱者等に対する教育訓練

(1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、食品の製造、加工、調理、貯蔵、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

(2) (1)の衛生教育には、1の(1)のイ、(6)のア、(10)、(11)及び(13)のアの規定により定めた手順等を含むものとする。

- (3) 特に洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (4) 教育訓練の効果について定期的に評価するとともに、必要に応じ、その内容を見直すこと。

4 運搬

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等を汚染せず、かつ、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用するとともに、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を保つこと。
- (2) 食品と食品以外の貨物とを混載する場合は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分すること。
- (3) 運搬中の食品がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
- (4) 品目が異なる食品や食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄するとともに、必要に応じ、消毒を行うこと。
- (5) 包装していない食品を輸送する場合は、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。この場合においては、車両又はコンテナに食品専用であることを明示すること。
- (6) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。
- (7) 運搬時間が長時間に及ばないように配送ルート等にも留意し、時間の管理に注意すること。
- (8) 弁当等の運搬にあつては、摂食予定時間を考慮する等、適切な出荷時間に注意すること。この場合においては、その配送先、配送時刻及び配送量について、記録を保存すること。

5 販売

- (1) 販売量を見込んだ仕入れを行うこと等により、適正な販売を行うこと。
- (2) 直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう衛生管理に注意すること。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

1 施設における衛生管理

- (1) 一般事項
別表第1の1の(1)によること。
- (2) 施設の衛生管理
別表第1の1の(2)によること。
- (3) 食品取扱設備等の衛生管理
別表第1の1の(3)によること。この場合において、同表の1の(3)のオ中「を記録する」

とあるのは「の記録に努める」とし、同表の1の(3)のケ中「石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等」とあるのは「消毒剤等」とする。

(4) ねずみ族及び昆虫対策

別表第1の1の(5)によること。この場合において、同表の1の(5)のイ中「毎年2回以上」とあるのは「定期的に」と、「方法及び頻度」とあるのは「方法」とする。

(5) 廃棄物及び排水の取扱い

別表第1の1の(6)によること。この場合において、同表の1の(6)のア中「を作成する」とあるのは、「の作成に努める」とする。

(6) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、その結果を記録するよう努めること。なお、原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらが許容できる水準まで死滅し、又は除去されない場合は、当該原材料を受け入れないこと。

イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択するとともに、必要に応じ、前処理を行った後、加工に供すること。この場合において、当該食品の保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

ウ 冷蔵設備内では、相互汚染が生じないように、区画して保存すること。

エ 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

オ 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。

カ 食品は、当該食品の特性（水分活性、pH、微生物による汚染状況等）、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じ、冷蔵保存する等、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

キ 特に食品衛生に影響があると考えられる次に掲げる工程の管理に、十分配慮すること。

(ア) 冷却

(イ) 加熱

(ウ) 乾燥

(エ) 添加物の使用

(オ) 真空調理又はガス置換包装

(カ) 放射線照射

ク 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。

(ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(イ) 製造、加工又は調理を行う区画へは当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が

立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立ち入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。なお、これらの区画へ立ち入る際には、必要に応じ、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

(ウ) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

ケ 原材料（特に生鮮物）の保管に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。

コ 器具及び容器包装は、製品を汚染や損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。この場合においては、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易に行えるものを用いること。

サ 食品等の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項の実施に努めること。

(ア) 原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講ずるとともに、必要に応じ、検査すること。

(イ) 原材料、製品及び容器包装を一定の単位ごとに管理し、その結果を記録すること。

(ウ) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

(エ) 分割され、又は細切れにされた食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。この場合において、異物の混入が認められたときは、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

(オ) 原材料として使用していない食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号に規定する特定原材料等が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

シ 原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

ス おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

セ 施設においておう吐した場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

(7) 使用水等の管理

別表第1の1の(4)によること。この場合において、同表の1の(4)のイ中「（食品の冷凍又は冷蔵業、食用油脂製造業又はマーガリン又はショートニング製造業（専らショートニング製造を行うものを除く。）にあつては、4月に1回以上）水質検査」とあるのは「水質検査」とし、同表の1の(4)のオ中「を記録する」とあるのは「の記録に努める」とする。

(8) 食品衛生責任者の設置

別表第1の1の(7)によること。

(9) 記録の作成及び保存

ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

イ 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）等に応じて合理的な期間を設定すること。

ウ 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

エ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、その記録を保存するよう努めること。

(10) 管理運営要領の作成

別表第1の1の(11)によること。

(11) 回収及び廃棄

別表第1の1の(13)によること。

(12) 検食の実施

別表第1の1の(14)によること。

(13) 情報の提供

別表第1の1の(15)によること。

2 施設における食品取扱者等の衛生管理

別表第1の2によること。

3 施設における食品取扱者等に対する教育訓練

別表第1の3によること。この場合において、同表の3の(2)中「1の(1)のイ、(6)のア、(10)、(11)及び(13)のア」とあるのは、「1の(1)のイ、(6)のア、(11)及び(13)のア並びに別表第1の2の1の(6)のカ及びセ」とする。

4 運搬

別表第1の4によること。この場合において、同表の4の(8)中「保存する」とあるのは、「保存するよう努める」とする。

5 販売

別表第1の5によること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第26号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「7,410円」を「10,400円」に改め、同項第6号中「消費税」の次に「及び地方消費税」を加え、「以下同じ。」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

.....
大隅加工技術研究センター使用料徴収条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第27号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、大隅加工技術研究センターの使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第2条 大隅加工技術研究センターの施設を使用する者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 加工ライン実験施設（ウェットライン）を使用する場合 1日につき108,800円以内で知事が定める額
- (2) 加工ライン実験施設（ドライライン）を使用する場合 1日につき135,360円以内で知事が定める額
- (3) 加工開発実験施設を使用する場合 1日につき283,920円以内で知事が定める額
- (4) 企画・支援施設を使用する場合 1日につき116,240円以内で知事が定める額

（使用料の納入方法）

第3条 使用料は、知事が特別の理由があると認めた場合を除き、現金で前納しなければならない。

（使用料の免除）

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人を含む。）又は他の地方公共団体が使用する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県宅地建物取引業審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第28号

鹿児島県宅地建物取引業審議会条例の一部を改正する条例

鹿児島県宅地建物取引業審議会条例（昭和49年鹿児島県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第68条」を「第68条第 2 項及び第 4 項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第 4 号中「取引主任者等」を「宅地建物取引士等」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の改正規定中「第68条」を「第68条第 2 項及び第 4 項」に改める部分は、公布の日から施行する。

.....

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第29号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 1 号コ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第 2 号エ中「^ニ、教育長」を削り、同号オ中「者」を「もの」に改め、同号ク及び同項第 3 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
（報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育委員会委員長の項を削る。

（鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正）

第 3 条 鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和32年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 6 号中「第16条第 1 項に規定する教育長及び同法第19条第 1 項」を「第18

条第1項」に改め、同項第12号の次に次の1号を加える。

(12)の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長

第1条第3項第15号の2中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同項第15号の3中「による」を「第1条の規定による」に改め、同条第4項第2号中「以下」を削り、同号ア中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第3号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長

第1条第4項第4号中「第58条」を「第58条第1項」に改める。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 教育長の給与等に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項」に、「給与、勤務時間その他の勤務条件に関し」を「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法について」に改める。

第2条第1項中「給料」の次に「の額」を加え、同条第2項を削る。

第3条第3項を削る。

第4条第7項及び第8項を次のように改める。

7 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「国家公務員」という。）又は国家公務員から引き続いて鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の適用を受ける職員となつた者が引き続いて教育長となつた場合におけるその者に対する第1項の退職手当については、前各項の規定にかかわらず、教育委員会の事務局に勤務する職員（以下「教育庁職員」という。）の例による。

8 第1項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第7条第1項の規定により罷免された者（心身の故障により罷免された者を除く。）

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項の規定により失職した者（同法第4条第3項第1号に該当するに至つたことにより失職した者を除く。）

第4条に次の2項を加える。

9 知事は、前項の規定に該当する者について、特別の理由により必要と認めるときは、同項の規定にかかわらず、議会の承認を得て第1項の退職手当を支給することができる。

10 第1項に規定する遺族の範囲及び遺族が同項の退職手当を受ける順位については、鹿児島県職員退職手当支給条例第2条の2第1項から第3項までの規定を準用する。

第 5 条を削る。

第 6 条第 2 項中「及び支給」を削り、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(給与等の支給)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給については、教育庁職員
員の例による。

第 7 条を削る。

(鹿児島県教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正)

第 5 条 鹿児島県教育委員会の委員の数を定める条例（平成12年鹿児島県条例第85号）の一部
を次のように改正する。

本則中「6 人」を「5 人」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当
の支給に関する条例第 1 条の規定、第 2 条の規定による改正後の報酬及び費用弁償に関する
条例別表第 2 の規定、第 3 条の規定による改正後の鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在
職期間の通算に関する条例第 1 条の規定、第 4 条の規定による改正後の教育長の給与等に関
する条例の規定及び第 5 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会の委員の数を定める条
例の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の鹿児島県職員の期末手当の支給に関する
条例第 1 条の規定、第 2 条の規定による改正前の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2 の
規定、第 3 条の規定による改正前の鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に
関する条例第 1 条の規定、第 4 条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定
及び第 5 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会の委員の数を定める条例の規定は、な
おその効力を有する。

.....

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第30号

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「以下」を削り、「除き」の次に「，以下」を加え、同条の表を次のように改める。

区 分		授業料の額
1 全日制 の課程	(1) 単位制によらないもの	生徒 1 人につき年額 118,800円

	(2) 単位制によるもの	ア 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）第3条第2項第1号に掲げる者及び当該県立高校に在学した期間が36月を超える者	1単位につき 4,455円
		イ 単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第6号）第7条の規定の適用を受ける者	1単位につき 4,455円
		ウ ア及びイに掲げる者以外の者	生徒1人につき年額118,800円
2 定時制の課程	(1) 単位制によらないもの		生徒1人につき年額32,400円
	(2) 単位制によるもの	ア 就学支援金支給法第3条第2項第1号に掲げる者及び当該県立高校に在学した期間が48月を超える者	1単位につき 1,620円
		イ 単位制高等学校教育規程第7条の規定の適用を受ける者	1単位につき 1,620円
		ウ ア及びイに掲げる者以外の者	生徒1人につき年額32,400円
3 専攻科		生徒1人につき年額118,800円	

第5条中「単位制による全日制の課程の授業料」を「1単位につき4,455円の授業料」に改める。

第6条の表中「単位制による全日制の課程の授業料の額」を「1単位につき 4,455円」に、「単位制による定時制の課程の授業料の額」を「1単位につき 1,620円」に改める。

第7条の見出し中「, 退学者」を削り, 同条第1項本文中「転入学した」を「転入学し, 又は編入学した」に, 「単位制によらない全日制の課程, 単位制によらない定時制の課程及び専攻科の」を「その額が年額により定められている」に, 「次条」を「第8条」に改め, 同条の次に次の1条を加える。

（就学支援金受給権者の授業料及び受講料）

第7条の2 第2条, 第3条第1項及び第5条から前条までの規定にかかわらず, 就学支援金支給法第4条の認定を受けた生徒については, 当該生徒に係る就学支援金支給法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の額に相当する額の授業料又は受講料を徴収する。

第8条第1項第3号中「転入学した」を「転入学し, 又は編入学した」に, 「当該」を「そ

の」に、「転入学の」を「転入学又は編入学の」に改め、同条第2項中「本人の希望により当該月分をその月前に納付する」を「その年額の全部又は一部を前納する」に改め、同条第4項中「授業料（」の次に「その額が単位数に応じて定められている授業料に限り、」を加え、同条第5項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」及び「同法」を「就学支援金支給法」に、「次項の」を「次項に規定する」に改める。

第10条第4項中「転入学」の次に「又は編入学」を加える。

第11条第4項中「者が転入学」の次に「又は編入学」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の見出しの改正規定、同条第1項本文の改正規定（「転入学した」を「転入学し、又は編入学した」に改める部分に限る。）並びに第8条第1項第3号及び第2項、第10条第4項並びに第11条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第31号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の7第1項中「学長」の次に「（以下この項及び次項において「管理監督職員」という。）」を加え、「休日に」を「休日（次項において「週休日等」という。）に」に、「当該学校職員」を「当該管理監督職員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第7条の7第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において任命権者が人事委員会と協議して定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内

において任命権者が人事委員会と協議して定める額
附則第14項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。
別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	207,000	267,500	315,300	401,900
	2	209,200	270,500	318,300	404,200
	3	211,400	273,400	321,500	406,600
	4	213,600	276,200	324,600	409,100
	5	215,700	279,100	328,000	411,500
	6	217,900	281,600	330,800	414,000
	7	220,100	283,900	333,700	416,400
	8	222,200	286,300	336,600	418,900
	9	224,500	289,100	339,600	420,900
	10	226,900	291,600	342,800	423,400
	11	229,300	294,200	346,000	425,800
	12	231,700	296,800	349,300	428,200
	13	234,000	299,300	352,400	429,900
	14	236,400	301,500	354,700	432,100
	15	238,800	303,700	357,200	434,400
	16	241,200	305,800	359,800	436,700
	17	243,300	308,100	362,500	439,000
	18	246,400	310,300	364,700	441,400
	19	249,500	312,500	367,000	443,700
	20	252,600	314,700	369,200	446,100
	21	255,500	316,800	371,300	448,300
	22	258,500	319,600	373,400	450,600
	23	261,400	322,300	375,500	453,000
	24	264,300	325,100	377,600	455,300
	25	267,100	327,400	379,500	457,300
	26	269,700	329,700	381,300	459,500
	27	272,300	332,100	383,200	461,600
	28	275,100	334,600	385,100	463,800
	29	278,000	337,000	387,100	465,900
	30	280,400	339,200	388,800	468,200
	31	282,800	341,400	390,500	470,400
	32	285,200	343,500	392,200	472,500
	33	287,800	345,700	394,000	474,400
	34	290,200	348,000	395,800	476,500
	35	292,800	350,300	397,400	478,800
	36	295,200	352,500	399,200	481,000
	37	297,800	354,500	400,500	483,100
	38	299,500	356,500	402,200	485,100
	39	301,400	358,600	403,800	487,000
	40	303,300	360,500	405,400	488,900
	41	305,200	362,500	406,700	490,900
	42	306,300	364,400	408,300	492,800
43	307,300	366,200	409,800	494,600	

44	308,200	368,000	411,400	496,500
45	309,200	370,000	412,800	498,400
46	310,400	371,800	414,400	500,200
47	311,600	373,400	415,900	502,000
48	312,700	375,200	417,500	503,900
49	313,700	377,100	418,900	505,600
50	314,800	378,800	420,200	507,300
51	315,800	380,600	421,500	509,100
52	316,800	382,300	422,800	511,000
53	318,000	383,600	423,500	512,600
54	319,000	385,100	424,500	514,200
55	320,100	386,500	425,400	515,900
56	321,100	388,100	426,300	517,500
57	322,200	389,500	427,200	519,100
58	323,300	390,900	428,100	520,400
59	324,400	392,300	429,000	521,700
60	325,400	393,800	429,900	522,900
61	326,500	395,100	430,800	524,100
62	327,500	396,500	431,700	525,100
63	328,600	398,000	432,700	526,100
64	329,700	399,500	433,800	527,100
65	330,600	400,500	434,700	527,700
66	331,700	401,600	435,700	528,600
67	332,700	402,600	436,700	529,500
68	333,800	403,700	437,600	530,400
69	334,700	404,700	438,600	531,300
70	335,800	405,600	439,600	532,100
71	336,800	406,400	440,600	532,800
72	337,900	407,200	441,600	533,300
73	338,500	408,000	442,600	534,000
74	339,500	408,900	443,500	534,500
75	340,500	409,700	444,400	535,300
76	341,500	410,500	445,400	535,900
77	342,500	411,200	446,200	536,400
78	343,500	411,600	446,700	
79	344,500	411,900	447,400	
80	345,400	412,200	448,000	
81	346,400	412,500	448,800	
82	347,400	412,800	449,500	
83	348,400	413,100	449,800	
84	349,400	413,400	450,400	
85	350,000	413,700	450,800	
86	350,600	414,000	451,100	
87	351,200	414,300	451,400	
88	351,800	414,600	451,700	
89	352,400	414,800	452,000	
90	352,800	415,100		
91	353,200	415,400		

	92	353,700	415,700		
	93	354,200	415,900		
	94	354,600	416,200		
	95	355,100	416,500		
	96	355,600	416,800		
	97	356,200	417,000		
	98	356,700	417,300		
	99	357,100	417,600		
	100	357,600	417,800		
	101	358,000	418,000		
	102	358,500	418,300		
	103	358,900	418,600		
	104	359,400	418,800		
	105	359,900	419,000		
	106	360,300			
	107	360,800			
	108	361,300			
	109	361,700			
	110	362,200			
	111	362,700			
	112	363,100			
	113	363,500			
	114	363,900			
	115	364,400			
	116	364,800			
	117	365,200			
	118	365,600			
	119	366,100			
	120	366,500			
	121	366,800			
	122	367,200			
	123	367,700			
	124	368,000			
	125	368,400			
	126	368,900			
	127	369,400			
	128	369,800			
	129	370,200			
	特1				705,000
	特2				760,000
	特3				817,000
	特4				894,000
再任用職員		280,400	291,500	313,400	397,400

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用し、4級の特1号給から特4号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	398,000	
	39	221,900	278,100	399,400	
	40	223,700	280,200	400,800	
	41	225,400	282,200	402,500	
	42	227,100	284,800	403,900	
	43	228,700	287,200	405,200	
44	230,300	289,700	406,700		

45	232,000	291,900	408,300
46	233,400	294,500	409,600
47	234,800	297,000	411,100
48	236,200	299,700	412,700
49	237,700	302,100	414,400
50	239,200	304,500	415,800
51	240,600	307,000	417,400
52	242,100	309,400	418,900
53	243,400	311,800	420,600
54	244,700	314,000	422,100
55	246,100	316,100	423,700
56	247,500	318,300	425,300
57	248,900	320,600	426,800
58	250,000	322,700	428,300
59	251,300	324,900	429,500
60	252,600	326,900	430,700
61	253,900	329,100	431,900
62	255,400	331,200	433,200
63	256,800	333,400	434,500
64	258,100	335,600	435,700
65	259,500	337,500	436,900
66	261,100	339,700	438,100
67	262,700	341,800	439,300
68	264,400	344,000	440,500
69	265,900	346,000	441,700
70	267,300	348,000	442,900
71	268,800	350,100	444,100
72	270,300	352,100	445,300
73	271,400	353,900	446,400
74	272,800	355,800	447,000
75	274,200	357,700	447,500
76	275,500	359,600	448,000
77	276,900	361,500	448,500
78	278,100	363,200	
79	279,300	364,900	
80	280,500	366,500	
81	281,700	368,000	
82	282,900	369,500	
83	284,100	371,000	
84	285,300	372,400	
85	286,500	373,500	
86	287,600	374,900	
87	288,800	376,300	
88	290,000	377,600	
89	291,200	378,900	
90	292,300	380,200	
91	293,500	381,400	
92	294,700	382,700	

93	295, 500	384, 000
94	296, 500	385, 100
95	297, 700	386, 400
96	298, 900	387, 600
97	299, 900	389, 000
98	301, 000	390, 000
99	302, 000	391, 100
100	303, 100	392, 100
101	304, 000	393, 000
102	305, 100	394, 000
103	306, 200	395, 100
104	307, 200	396, 200
105	307, 800	396, 900
106	308, 700	397, 800
107	309, 500	398, 700
108	310, 300	399, 600
109	311, 200	400, 400
110	311, 600	401, 300
111	312, 000	402, 100
112	312, 500	402, 900
113	313, 100	403, 500
114	313, 500	404, 200
115	314, 000	404, 900
116	314, 500	405, 600
117	315, 100	406, 200
118	315, 600	406, 700
119	316, 000	407, 100
120	316, 500	407, 500
121	317, 000	407, 900
122	317, 400	408, 200
123	317, 900	408, 500
124	318, 400	408, 700
125	319, 000	408, 900
126	319, 300	409, 200
127	319, 600	409, 500
128	319, 900	409, 700
129	320, 100	409, 900
130	320, 400	410, 200
131	320, 700	410, 500
132	321, 000	410, 700
133	321, 200	410, 900
134	321, 400	411, 200
135	321, 600	411, 500
136	321, 900	411, 700
137	322, 200	411, 900
138	322, 400	412, 200
139	322, 700	412, 500
140	323, 000	412, 700

	141	323,200	412,900		
	142	323,400	413,200		
	143	323,700	413,500		
	144	323,900	413,700		
	145	324,200	413,900		
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再任用職員		231,700	272,000	328,800	412,900

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	366,900	
	39	221,100	250,400	368,500	
	40	222,800	252,900	370,100	
	41	224,400	255,600	371,400	
	42	226,100	258,000	372,800	
	43	227,700	260,300	374,300	
44	229,300	262,600	375,800		

45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900
51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300
55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400
71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800

	93	291, 300	363, 300	420, 000
	94	292, 000	364, 600	
	95	292, 800	365, 900	
	96	293, 600	367, 100	
	97	294, 400	368, 100	
	98	295, 200	369, 100	
	99	296, 000	370, 100	
	100	296, 700	371, 100	
	101	297, 600	372, 000	
	102	298, 100	373, 000	
	103	298, 600	374, 000	
	104	299, 100	375, 000	
	105	299, 300	375, 800	
	106	299, 700	376, 700	
	107	300, 000	377, 600	
	108	300, 200	378, 600	
	109	300, 400	379, 400	
	110	300, 600	380, 400	
	111	300, 900	381, 400	
	112	301, 200	382, 400	
	113	301, 400	383, 000	
	114	301, 600	383, 900	
	115	301, 800	384, 800	
	116	302, 100	385, 700	
	117	302, 400	386, 500	
	118	302, 700	387, 200	
	119	303, 000	388, 000	
	120	303, 300	388, 800	
	121	303, 400	389, 400	
	122	303, 600	390, 200	
	123	303, 900	390, 900	
	124	304, 200	391, 600	
	125	304, 400	392, 200	
	126		392, 900	
	127		393, 400	
	128		394, 000	
	129		394, 700	
	130		395, 300	
	131		395, 800	
	132		396, 300	
	133		396, 600	
	134		396, 900	
	135		397, 200	
	136		397, 500	
	137		397, 800	
	138		398, 100	
	139		398, 400	
	140		398, 700	

	141		399,000		
	142		399,300		
	143		399,600		
	144		399,900		
	145		400,100		
	146		400,400		
	147		400,700		
	148		400,900		
	149		401,100		
	150		401,400		
	151		401,700		
	152		401,900		
	153		402,100		
	154		402,400		
	155		402,700		
	156		402,900		
	157		403,100		
再任 用職 員		222,900	268,800	322,100	402,900

備考1 この表は、小学校又は中学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	

45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000			
87		287,400	323,300	344,300			
88		287,600	323,700	344,600			
89		288,000	324,100	345,000			
90		288,200	324,500	345,300			
91		288,400	324,900	345,700			
92		288,600	325,300	346,000			

	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		

45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			

	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
	94		292,500	340,300						
	95		292,900	340,800						
	96		293,300	341,200						
	97		293,500	341,300						
	98		293,800	341,800						
	99		294,200	342,200						
	100		294,600	342,500						
	101		294,800	342,800						
	102		295,100	343,200						
	103		295,500	343,600						
	104		295,800	344,000						
	105		296,000	344,500						
	106		296,300	344,900						
	107		296,700	345,300						
	108		297,000	345,700						
	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第4 (第3条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,600	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900
	5	144,700	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300
	6	146,000	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400
	7	147,300	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600
	8	148,600	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600
	9	149,700	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500
	10	151,200	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600
	11	152,800	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700
	12	154,300	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800
	13	155,600	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700
	14	157,100	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400
	15	158,600	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200
	16	160,200	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900
	17	161,600	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800
	18	163,300	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800
	19	165,000	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800
	20	166,700	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900
	21	168,300	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600
	22	170,200	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600
	23	172,100	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500
	24	174,000	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500
	25	175,700	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
	26	177,500	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
	27	179,300	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
	28	181,100	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
	29	182,700	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
	30	184,800	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
	31	186,900	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
	32	189,000	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
	33	190,900	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
	34	192,800	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
	35	194,700	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
	36	196,600	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
	37	198,400	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
	38	200,000	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000
	39	201,600	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
	40	203,200	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
	41	204,600	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
	42	206,200	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000
	43	207,800	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700
44	209,400	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400	

45	210,900	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000
46	212,200	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300
47	213,400	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900
48	214,700	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500
49	216,100	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000
50	217,300	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700
51	218,500	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400
52	219,600	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100
53	220,900	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700
54	222,200	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400
55	223,500	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100
56	224,700	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700
57	225,800	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100
58	227,000	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800
59	228,200	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500
60	229,400	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200
61	230,600	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600
62	231,700	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900
63	232,700	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200
64	233,800	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500
65	234,500	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700
66	235,500	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000
67	236,400	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300
68	237,500	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600
69	238,600	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800
70	239,500			366,900	419,500	447,100
71	240,400			367,300	420,100	447,400
72	241,300			367,600	420,700	447,600
73	242,200			368,100	421,200	447,800
74	242,900			368,300	421,800	
75	243,600			368,800	422,300	
76	244,300			369,300	422,900	
77	244,700			369,800	423,400	
78	245,400			370,300	424,000	
79	246,100			370,800	424,700	
80	246,800			371,300	425,300	
81	247,400			371,800	425,600	
82	247,900			372,200	426,200	
83	248,300			372,700	426,900	
84	248,800			373,200	427,500	
85	249,100			373,600	427,900	
86				374,100	428,400	
87				374,500	429,100	
88				375,000	429,800	
89				375,500	430,000	
90				376,000		
91				376,500		
92				377,000		

	93				377,300		
	94				377,700		
	95				378,200		
	96				378,600		
	97				379,100		
	98				379,400		
	99				379,900		
	100				380,300		
	101				380,900		
再任用職員		212,700	217,800	247,800	277,300	318,000	346,800

備考 この表は、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第9項第1号中「100分の99.13」を「100分の95.18」に改め、同項第2号中「100分の99.34」を「100分の95.39」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が人事委員会と協議して定める学校職員を除く。以下この項において「対象学校職員」という。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第14項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定学校職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定学校職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定学校職員となった場合にあっては、特定学校職員となった日）以後、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、施行日の前日において鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号）附則第9項の規定の適用を受ける対象学校職員については、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、同項の規定による給料の額とこの項本文の規定による給料の額とのいずれか高い額を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（前項に規定する学校職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、前2

項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される学校職員に関する給与条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第31号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員に関する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第31号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における給料の切替えに伴う経過措置に関する特例）

8 施行日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第9項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95.18」とあるのは「100分の99.13」と、同項第2号中「100分の95.39」とあるのは「100分の99.34」とする。

（委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第32号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「3,364人」を「3,314人」に改め、同条第3号中「1,465人」を「1,450人」に改め、同条第4号中「11,940人」を「11,909人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第33号

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表高等学校の表中 「 鹿児島県立志布志高等学校 志布志市 鹿児島県立有明高等学校 曾於郡大崎町 」 を

「 鹿児島県立志布志高等学校 志布志市 」 に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第34号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「3,004人」を「3,016人」に、「231人」を「232人」に、「1,746人」を「1,754人」に、「916人」を「919人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第35号

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 4 第 1 項中「定める職員」の次に「（以下この項及び次項において「管理監督職員」という。）」を加え、「休日等に」を「休日等（次項において「週休日等」という。）に」に、「当該職員」を「当該管理監督職員」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第9条の4第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において公安委員会が人事委員会と協議して定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して公安委員会が人事委員会と協議して定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において公安委員会が人事委員会と協議して定める額

附則第11項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900	

45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400			
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600			
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800			
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100			
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400			
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600			

	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800			
	94	298,100	321,800	348,200	381,800					
	95	299,300	323,200	349,700	382,400					
	96	300,600	324,500	351,200	382,900					
	97	301,700	325,700	352,500	383,300					
	98	302,900	327,000	353,700	383,700					
	99	304,100	328,300	354,800	384,300					
	100	305,300	329,600	356,000	384,800					
	101	306,500	331,000	357,100	385,200					
	102	307,500	331,900	358,200	385,700					
	103	308,600	333,100	359,300	386,300					
	104	309,600	334,300	360,500	386,800					
	105	310,400	335,400	361,700	387,100					
	106	311,000	336,500	362,200	387,500					
	107	311,600	337,500	362,800	388,000					
	108	312,300	338,600	363,400	388,300					
	109	312,800	339,800	364,000	388,600					
	110	313,300	340,800	364,500	389,100					
	111	313,900	341,800	365,000	389,600					
	112	314,500	342,700	365,500	390,100					
	113	315,300	343,600	365,900	390,400					
	114	316,000	344,500	366,300	390,900					
	115	316,700	345,500	366,900	391,400					
	116	317,400	346,500	367,400	391,900					
	117	318,000	347,500	367,800	392,200					
	118	318,800	348,000	368,300	392,700					
	119	319,500	348,600	368,900	393,200					
	120	320,300	349,200	369,400	393,700					
	121	320,900	349,500	369,500	394,100					
	122	321,200	349,900	370,100	394,600					
	123	321,700	350,400	370,600	395,000					
	124	322,200	350,800	371,000	395,500					
	125	322,500	351,200	371,500	395,900					
	126		351,600	372,000						
	127		352,100	372,500						
	128		352,500	373,000						
	129		352,900	373,300						
	130		353,300	373,800						
	131		353,700	374,300						
	132		354,100	374,800						
	133		354,300	375,100						
	134		354,800	375,600						
	135		355,200	376,000						
	136		355,500	376,400						
	137		355,800	376,700						
	138		356,200	377,200						
	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						

	141		357,500	378,500						
	142		358,000							
	143		358,500							
	144		359,000							
	145		359,300							
再任 用職 員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		

45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			

	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
	94		292,500	340,300						
	95		292,900	340,800						
	96		293,300	341,200						
	97		293,500	341,300						
	98		293,800	341,800						
	99		294,200	342,200						
	100		294,600	342,500						
	101		294,800	342,800						
	102		295,100	343,200						
	103		295,500	343,600						
	104		295,800	344,000						
	105		296,000	344,500						
	106		296,300	344,900						
	107		296,700	345,300						
	108		297,000	345,700						
	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600	

45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
74	258,900	316,200	386,300		
75	260,300	317,300	386,900		
76	261,600	318,400	387,600		
77	262,700	319,500	388,300		
78	263,900	320,500	388,900		
79	265,200	321,500	389,500		
80	266,400	322,400	390,100		
81	267,800	323,500	390,700		
82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		
85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600			
91	279,900	329,100			
92	281,100	329,600			

	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
	97	285,700	331,800			
	98	286,600	332,300			
	99	287,400	332,800			
	100	288,300	333,300			
	101	289,200	333,800			
	102	289,900	334,300			
	103	290,600	334,800			
	104	291,300	335,300			
	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200

45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	

	93	278, 200	312, 000	345, 500	363, 600	390, 300
	94	279, 200	312, 700	346, 100	364, 100	
	95	280, 100	313, 400	346, 800	364, 500	
	96	281, 100	314, 000	347, 400	364, 800	
	97	282, 000	314, 700	347, 800	365, 400	
	98	282, 800	315, 000	348, 200	365, 900	
	99	283, 500	315, 600	348, 700	366, 400	
	100	284, 400	316, 300	349, 100	366, 900	
	101	285, 200	316, 700	349, 600	367, 500	
	102	286, 000	317, 300	350, 000	368, 000	
	103	286, 800	317, 900	350, 500	368, 500	
	104	287, 600	318, 500	350, 900	368, 900	
	105	288, 300	318, 900	351, 200	369, 500	
	106	288, 800	319, 400	351, 700	370, 000	
	107	289, 300	319, 900	352, 100	370, 500	
	108	289, 800	320, 400	352, 400	371, 000	
	109	290, 000	320, 800	352, 900	371, 600	
	110	290, 300	321, 200	353, 400	372, 000	
	111	290, 500	321, 500	353, 900	372, 500	
	112	290, 900	321, 800	354, 400	373, 000	
	113	291, 200	322, 200	354, 900	373, 600	
	114	291, 400	322, 600	355, 400		
	115	291, 800	323, 000	355, 900		
	116	292, 100	323, 300	356, 300		
	117	292, 400	323, 500	356, 700		
	118	292, 700	323, 800	357, 100		
	119	293, 000	324, 200	357, 600		
	120	293, 400	324, 400	358, 100		
	121	293, 700	324, 600	358, 500		
	122	294, 100	324, 900	359, 000		
	123	294, 400	325, 200	359, 500		
	124	294, 800	325, 500	360, 000		
	125	295, 000	325, 700	360, 300		
	126	295, 200	326, 000			
	127	295, 500	326, 400			
	128	295, 900	326, 600			
	129	296, 100	326, 700			
	130	296, 400	327, 000			
	131	296, 800	327, 400			
	132	297, 200	327, 600			
	133	297, 400	327, 900			
	134	297, 700	328, 300			
	135	298, 100	328, 700			
	136	298, 400	329, 100			
	137	298, 600	329, 400			
	138	298, 900	329, 800			
	139	299, 300	330, 200			
	140	299, 600	330, 600			

141	299,800	330,900				
142	300,200	331,300				
143	300,600	331,600				
144	300,900	332,000				
145	301,000	332,300				
146	301,300	332,700				
147	301,600	333,100				
148	302,000	333,500				
149	302,200	333,800				
150	302,400	334,200				
151	302,700	334,600				
152	303,000	335,000				
153	303,400	335,300				
154	303,600					
155	303,800					
156	304,100					
157	304,400					
158	304,700					
159	305,000					
160	305,300					
161	305,700					
162	306,000					
163	306,300					
164	306,600					
165	307,000					
166	307,300					
167	307,600					
168	307,900					
169	308,300					
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

別表第5（第3条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,600	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900
	5	144,700	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300
	6	146,000	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400
	7	147,300	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600
	8	148,600	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600
	9	149,700	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500
	10	151,200	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600
	11	152,800	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700
	12	154,300	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800
	13	155,600	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700
	14	157,100	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400
	15	158,600	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200
	16	160,200	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900
	17	161,600	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800
	18	163,300	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800
	19	165,000	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800
	20	166,700	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900
	21	168,300	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600
	22	170,200	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600
	23	172,100	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500
	24	174,000	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500
	25	175,700	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
	26	177,500	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
	27	179,300	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
	28	181,100	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
	29	182,700	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
	30	184,800	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
	31	186,900	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
	32	189,000	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
	33	190,900	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
	34	192,800	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
	35	194,700	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
	36	196,600	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
	37	198,400	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
	38	200,000	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000
	39	201,600	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
	40	203,200	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
	41	204,600	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
	42	206,200	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000
	43	207,800	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700
44	209,400	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400	

45	210,900	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000
46	212,200	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300
47	213,400	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900
48	214,700	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500
49	216,100	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000
50	217,300	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700
51	218,500	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400
52	219,600	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100
53	220,900	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700
54	222,200	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400
55	223,500	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100
56	224,700	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700
57	225,800	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100
58	227,000	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800
59	228,200	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500
60	229,400	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200
61	230,600	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600
62	231,700	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900
63	232,700	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200
64	233,800	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500
65	234,500	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700
66	235,500	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000
67	236,400	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300
68	237,500	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600
69	238,600	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800
70	239,500			366,900	419,500	447,100
71	240,400			367,300	420,100	447,400
72	241,300			367,600	420,700	447,600
73	242,200			368,100	421,200	447,800
74	242,900			368,300	421,800	
75	243,600			368,800	422,300	
76	244,300			369,300	422,900	
77	244,700			369,800	423,400	
78	245,400			370,300	424,000	
79	246,100			370,800	424,700	
80	246,800			371,300	425,300	
81	247,400			371,800	425,600	
82	247,900			372,200	426,200	
83	248,300			372,700	426,900	
84	248,800			373,200	427,500	
85	249,100			373,600	427,900	
86				374,100	428,400	
87				374,500	429,100	
88				375,000	429,800	
89				375,500	430,000	
90				376,000		
91				376,500		
92				377,000		

	93				377,300		
	94				377,700		
	95				378,200		
	96				378,600		
	97				379,100		
	98				379,400		
	99				379,900		
	100				380,300		
	101				380,900		
再任用職員		212,700	217,800	247,800	277,300	318,000	346,800

備考 この表は、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「100分の99.13」を「100分の95.18」に改め、同項第2号中「100分の99.34」を「100分の95.39」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び警察本部長が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める職員を除く。以下この項において「対象職員」という。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第11項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、施行日の前日において鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号）附則第7項の規定の適用を受ける対象職員については、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、同項の規定による給料の額とこの項本文の規定による給料の額とのいずれか高い額を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、前2項の規定に準

じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第35号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における給料の切替えに伴う経過措置に関する特例）

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95.18」とあるのは「100分の99.13」と、同項第2号中「100分の95.39」とあるのは「100分の99.34」とする。

（委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

.....

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鹿児島県条例第50号）

の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号に次のように加える。

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。